附則第十七条の四の六第二項中「雇用調整助成金」の下に「、高年齢者職域拡大等助成金」に加え、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」及び「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。次項において同じ。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「実習型試行雇用奨励金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「育児休業取得促進等助成金」を「特例子会社等設立促進助成金」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　雇用調整助成金、高年齢者職域拡大等助成金、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、実習型試行雇用奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用調整助成金、高年齢者職域拡大等助成金、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、実習型試行雇用奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金は支給しないものとする。

附則第十七条の五の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「雇用調整助成金」の下に「、高年齢者職域拡大等助成金」を加え、「、高年齢者雇用モデル企業助成金」を削り、「高年齢者等共同就業機会創出助成金」の下に「、受給資格者創業支援助成金」を加え、「、雇用創造先導的創業等奨励金」、「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」及び「、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を「若しくは職場支援従事者配置助成金の（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金」に改め、「、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助」を削り、「若年者等正規雇用化特別奨励金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「又は建設事業主雇用改善推進助成金」を「若しくは建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第六項中「雇用調整助成金」の下に「、高年齢者職域拡大等助成金」を加え、「、高年齢者雇用モデル企業助成金」を削り、「高年齢者等共同就業機会創出助成金」の下に「、受給資格者創業支援助成金」を加え、「、雇用創造先導的創業等奨励金」、「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」及び「、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を削り、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、地域雇用開発能力開発助成金」及び「、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助」を削り、「若年者等正規雇用化特別奨励金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第七項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「事業主に係るものに限る。次項において同じ。」の下に「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、同条第八項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加える。

附則第十七条の七を次のように改める。

（能力開発事業に関する暫定措置）

第十七条の七　法第六十三条第一項第一号に掲げる事業及び同項第七号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十一条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条及び第百四十条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　当分の間、職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営するとともに、当該施設を設置し、及び運営する地方公共団体その他の者に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二　当分の間、職業訓練等を受けることが困難な者（平成二十三年三月三十一日において職業訓練等を受けている者に限る。）に対し、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第八号に規定する資金の貸付けを行うこと。

三　独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第八号の規定により平成二十三年三月三十一日までに貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

第二条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百十二条第二項第二号ハ中「及び次項第二号ロ」を「、次項第二号ロ及び第五項第一号ハ」に改め、同条第五項第一号イ中「この条」を「この項」に改め、同号ハ中「被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）として六箇月以上」を削り、「一人以上」を「二人以上」に改め、同項第二号イ⑴中「一千万円」を「五百万円」に、「六百万円」を「三百万円」に改め、同号ロ⑴中「五百万円」を「二百五十万円」に、「三百万円」を「百五十万円」に改め、同条第六項を削る。

第三条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第二号イ中「第百十条の二第一項」を「第百十条の二」に、「同条第三項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第六項中「第百十条の二第一項」を「第百十条の二」に改める。

第百九条中「自立就業支援助成金」を「受給資格者創業支援助成金」に改める。

第百十条の二の見出しを「（受給資格者創業支援助成金）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「この項」を「この条」とし、同項を同条とする。

第百十八条第三項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第三号」に改める。

第百十九条第六項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第三号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項から第二十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十八項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項から第三十五項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十六項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項から第四十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第四十一項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同項を同条第三十九項とする。